

横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス利用要綱

(趣旨)

第1条 横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス(以下「ログハウス」という。)は、遊びを通して青少年の健全育成を助長し、放課後の児童対策を充実するとともに、青少年育成のボランティア活動の場とし、その利用方法、その他必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第2条 ログハウスは、子供たちが気軽に、そして公平に利用することを旨として、次に掲げる児童のために利用する。

- (1) 小学生及び中学生
- (2) 付添人のいる幼児

(開館時間)

第3条 開館時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第4条 ログハウスの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 年末年始 :12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 施設点検日 :毎月第2月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは翌日)
- (3) 区民施設協会理事長(以下「理事長」という。)は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めた場合は、区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(利用条件)

第5条 ログハウスを利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険を伴うような行為をしないこと。
- (2) 利用時間を厳守すること。
- (3) 利用した遊具等は、所定の位置に返納すること。
- (4) 幼児の利用には、保護者が付添うこと。
- (5) 入館者は受付において、必要事項を記帳すること。
- (6) ログハウスの設備又は遊具等を故意もしくは重大な過失により破損又は紛失したときは、利用者が弁償する。

(利用の制限)

第6条 ログハウスは、次の各号の一つに該当する場合は、利用することができない。

- (1) 営利目的で利用する場合。
- (2) 団体が専有的、継続的に利用する場合。
- (3) ログハウスの設置目的に反する利用をする場合。

(利用の取り消し等)

第7条 理事長は、施設の管理上必要あるとき、又は利用者が理事長の指示に従わないときは、その利用を取消し又は禁止することができる。

(利用料)

第8条 ログハウスの利用料は、無料とする。

(免責)

第9条 この要綱の規定によりログハウスを利用するものが、負傷又は病気等によって生じた損害については、協会は一切その責めを負わない。

(委任)

第10条 この要綱のほか、必要な事項は理事長が定める。

付 則

この要綱は、平成5年1月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。